

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人百葉の会（以下「法人」という。）の役員等（役員等とは「理事・監事」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の職員等に対して報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、法人の業務のために出張並びに研修等に参加したときは、その費用を弁償する。

2 前項に定めるもののほか、役員等（理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会における外部委員）が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及びその他法人が定める重要な会議等に出席した場合、または、監事が監査を行った場合は、日当10,000円を支給する。

3 前項に定める報酬は、理事、監事に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、支給するものとする。

4 費用弁償は、直接本人に支払うものとする。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月16日から施行する。